

## 「(仮称)吉川市子ども・子育て支援事業計画」の策定方針(案)について

## 1 (仮称)吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## (1) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年とする。ただし、計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要性に応じて、計画の見直しを行うことができるものとする。

## (2) 対象者

妊娠中及び産後から乳幼児期・学童期を経て青少年に至るまでの、概ね18歳までの児童及びその家庭とする。

## (3) 当市における他計画との関係

関係する各分野の計画と連携・整合を図ることとする。また、計画の推進に当たっては、環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進める。

ア 第5次吉川市総合振興計画

イ 吉川市地域福祉計画

ウ 第3次吉川市障がい者計画

エ 第3期吉川市障がい福祉計画

オ 吉川市健康増進計画

カ 吉川市食育推進計画

## 2 基本理念

- ・急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりをめざす。
- ・子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生き育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざす。
- ・家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざす。

### 3 計画に盛り込む主な内容について

※ニーズ調査の結果や、審議会の意見を基に、下記事項について計画を策定する。

#### 【必須記載事項】

- (1) 区域の設定
- (2) 各年度における幼児期の学校教育、保育に係る需要量の見込み・確保内容・実施時期
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、妊婦健診）に係る需要量の見込み・確保内容・実施時期
- (4) 認定こども園の普及、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- (5) 教育・保育等及び地域子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

#### 【任意事項】

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2) 都道府県が行う事業との連携方策
- (3) 職業生活と家庭生活との両立に関すること